



---

店頭FX取引業者のストレステストの結果について  
(第2回検討会における説明に対する質問への回答を含む)

2018年3月29日  
一般社団法人 金融先物取引業協会



共通ストレステストについて、G-SIFIsの破綻リスクをみた場合を追加

## 共通ストレステストとヒストリカルシナリオによる試算の結果の比較

本協会が実施する共通ストレステストの結果及びヒストリカルシナリオによる試算(以下「試算」という。)の結果、各リスク勘案後の自己資本規制比率が120%を割れた社数は次のとおりである。(対象社数:第2回54社、試算16社)

1. 「第2回」欄の( )は、当該回の各リスクのテストにおいて自己資本規制比率が120%を割れた会員のうち、今回の試算を行った社数である。
2. 共通ストレステストでは、カバー取引先破綻リスクの算出からG-SIFIsを除いているが、今回の試算との比較にあたり、参考値として報告されている第2回時のG-SIFIsの破綻リスクをみた場合の数値から自己資本規制比率を推計し、比較している。

(単位:社)

	第2回 (54社) (基準日2017.03.09)		ヒストリカルシナリオによる試算 (16社) (基準日2017.03.09※1)	
	G-SIFIsの破綻リスクを みない場合	G-SIFIsの破綻リスクを みた場合	G-SIFIsの破綻リスクを みない場合	G-SIFIsの破綻リスクを みた場合
未カバーリスク	1(0)		0	
未収金発生リスク	3(1)		0	
カバー取引先破綻リスク※2	15(3)	19(7)	1	5
統合リスク	17(5)	22(9)	3	8

※1 当該基準日に加え、当該基準日から遡ること6か月の中で最も日中顧客取引量が多かった日及び当該6か月の中で最もクローズ時点の顧客建玉残高が多かった日のポジションデータを基に試算を行い、最も大きい損失額を最大損失額としている。

※2 最大カバー取引先の格付け等は一切考慮していない(ストレスをかけた結果及び差入証拠金等を100%損失額としている。)



## 業界(ビジネスモデル及び規模別)のリスク管理状況

ビジネスモデル(*1)	業者数(*2)		第2回ストレステスト(基準日:2017年3月9日) 120%割れ社数								第2回ストレステストの結果(基準日:2017年3月9日) 120%割れ社数							
			G-SIFIsの破綻リスクをみない場合								G-SIFIsの破綻リスクをみた場合							
	上位 10社	その他 34社	上位10社				その他34社				上位10社				その他34社			
			未カバー リスク	未収金 リスク	CPリスク	統合 リスク	未カバー リスク	未収金 リスク	CPリスク	統合 リスク	未カバー リスク	未収金 リスク	CPリスク	統合 リスク	未カバー リスク	未収金 リスク	CPリスク	統合 リスク
マリーあり	8	11	0	1	2	3	1	1	2	2	0	1	4	4	1	1	4	6
マリーなし	2	23	0	0	1	1	0	1	10	11	0	0	1	1	0	1	10	11

\*1; 第2回検討会の本協会資料10頁の<店頭FX取扱会員の主な分類>  
モデル I 又は II のいずれかを採用する ; 「マリーあり」  
上記以外の場合 ; 「マリーなし」

\*2; 店頭FX取引高(2017.1Q~3Q)上位10社と11位以下の社に区分する。11位以下の42社(媒介1社を除く)から第2回ストレステストの対象外である8社(大手証券2社、登録金融機関6社)を除く34社を「その他」とする。



## 自主規制規則関係(為替リスク管理態勢の整備関係)

### 金融先物取引業務取扱規則

(店頭外国為替証拠金取引に係るデータの保存等)【2013年1月1日施行】

#### 第25条の4

会員は、店頭外国為替証拠金取引を行う場合、本協会が別に定める本条に関する細則により、当該取引が適正に行われていることを明らかにするために必要となる情報について、その作成又は取得の日から3年間保存するものとする。

2 会員は、前項の細則に定める顧客について、前項により保存された情報に基づいて、具体的に説明を行うものとする。

(外国為替証拠金取引における為替リスク管理態勢の整備)【2017年4月3日施行、第2項については同10月1日施行】

#### 第25条の4の2

会員は、外国為替証拠金取引を行う場合、自己における為替変動による損失発生リスクを適正に管理するために必要な基準を定めるものとする。

2 前項の基準には、自己における為替変動による損失発生リスクに関するストレステストの継続的な実施及びその結果の取締役会その他の機関への報告に関する事項を含めるものとする。

3 会員が店頭外国為替証拠金取引を行う場合、第1項の基準には、カバー取引(金商業府令第94条第1項第1号に規定するカバー取引をいう。以下同じ。)を行う場合におけるその発注方法及び執行基準その他のカバー取引の実施に係る事項を含めるものとする。

4 会員は、第1項の基準の遵守状況を定期的に確認するものとする。

5 会員は、前項の確認を行った場合、その記録等を作成し、その作成の日から3年間保存するものとする。

(店頭外国為替証拠金取引における為替リスク管理に係る顧客への事前説明)【2017年4月3日施行】

#### 第25条の4の3

会員は、店頭外国為替証拠金取引を行う場合、前条第1項の基準(取引条件に該当するもの、その他の顧客の判断に影響を及ぼすおそれがあるものに限る。)に係る事項(次項において「記載事項」という。)について取引説明書等に記載

し、又は次項の定めるところにより顧客に提供するものとする。

2 会員は、前項の規定により記載事項を顧客に提供する場合は、第25条の2の3第2項の規定を準用する。この場合においては、同項各号列記以外の部分中「前項の規定により」とあるのは「第25条の4の3第1項の規定により」と、「記載事項」とあるのは「同項に規定する記載事項(この条において「記載事項」という。)」と読み替えるものとする。



## 協会監査によるリスク管理関係に係る指導事例

実地監査における主な指摘事項等(平成29年度／平成30年1月末現在監査結果通知分)

項目	根拠条文	内容
顧客注文執行態勢の整備関係	金融先物取引業務取扱規則第25条の2の2、第25条の2の3	<ul style="list-style-type: none"><li>顧客の注文で顧客が指定した価格にスリッページの許容幅を指定していた場合、約定時の価格が顧客不利の時ですりっページの範囲であれば実勢価格、範囲外であれば失効、顧客有利の時は顧客が指定した価格で約定しており、顧客有利・不利の状態が非対称となっていた。</li><li>契約締結前交付書面及びHPの記載につき、顧客注文執行基準のうち取引条件に該当するもの等の説明に誤りがあった。</li><li>顧客注文執行態勢の整備に関する社内規則において、顧客の注文の執行にかかる基準に不十分な点がみられた。</li><li>顧客注文の適正執行について、定期的な検証がなされていなかった。</li><li>顧客注文執行態勢の整備に関する社内規則の顧客の注文の執行に係る基準に不十分な点がみられた。</li></ul>
システムリスク管理態勢関係	金商業府令第123条第1項第14号、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-8、検査マニュアルⅡ-1-2-5	<ul style="list-style-type: none"><li>システムリスク管理の基本方針等が定められていなかった。</li><li>情報セキュリティ管理態勢の整備状況について不十分な点がみられた。</li><li>FX取引システムの外部委託業務にかかるシステムリスク管理態勢に不十分な点がみられた。</li></ul>
価格関連データ保存・価格配信態勢等の整備関係	金融先物取引業務取扱規則第25条の4、第26条第25条の2、第25条の2の3	<ul style="list-style-type: none"><li>価格関連データ保存等について社内規程に定められていなかった。</li><li>価格配信態勢の整備に関する社内規程において価格の配信の停止及び再開の判断にかかる基準が定められていなかった。</li><li>価格の配信の停止及び再開の判断にかかる事項の概要について取引説明書等に記載する等による顧客への提供がなされていなかった。</li></ul>
ロスカット管理関係	金商法第40条第2号 金商業等府令第123条第1項第21号の2 金融先物取引業務取扱規則第25条の3に関する細則第1条、第5条	<ul style="list-style-type: none"><li>ロスカット取引の取扱いその他必要な事項が社内規程として定められていなかった。</li><li>ロスカット取引の適正執行についての検証に不十分な点がみられた。</li></ul>
自己資本規制比率関係	金商法第46条の6 金商業等府令第178条	<ul style="list-style-type: none"><li>自己資本規制比率の算出に誤りがみられた。</li></ul>
為替リスク管理態勢の整備関係	金融先物取引業務取扱規則第25条の4の3 金先協平29第64号E	<ul style="list-style-type: none"><li>為替リスク管理にかかる顧客への事前説明においてカバー取引の実施にかかる事項が含まれていなかった。</li><li>本協会通知による共通ストレステストにおいて算出方法に誤りがみられた。</li></ul>
内部監査関係	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ-1(1)④	<ul style="list-style-type: none"><li>内部監査態勢について不十分な点がみられた。監査証拠が十分に残されておらず、実効性ある内部監査態勢が整備されていなかった。</li></ul>